

奈良・平安時代の立后宣命

池田 幸恵

一、はじめに

「五国史」や平安時代の公卿日記には、国家的な儀式である即位や讓位、立太子、立后などの宣命が複数収められている。これらのうち、即位や讓位、立太子の宣命には、奈良時代から定型の宣命文が用いられることが多く、その文章に大きな変化はないが（注¹）、立后宣命には種々の宣命文が見られ、興味深い様相を呈している。その背景には、皇后や中宮（注²）という存在そのものが、奈良時代から平安時代末にかけて多様化したという歴史的事実が存する。

本稿では、奈良時代から平安時代末までの歴史書や公卿日記などの記録類に記された立后記事や宣命を取り上げ、皇后・中宮という存在そのものの変化が、宣命の文章にいかん反映されているのかを明らかにしたいと考えている。

二、奈良時代の立后宣命

天平元（七二九）年八月十日、聖武天皇は藤原不比等の娘光明子を皇后に定め、同月二十四日に立后宣命を宣布した。『続日本紀』に収められたその宣命文は以下の通りである（注³）。

天皇大命良麻止親王等又汝王臣等語賜幣止勅久皇朕高御座尔坐初由利今年尔至麻氏六年尔成奴。①此乃間尔天都位尔嗣坐倍伎次止為氏皇太子侍豆。由是其婆婆止在須藤原夫人乎皇后止定賜。加久定賜者皇朕御身毛年月積奴。②天下君坐而年緒長久皇后不坐事母一豆乃善有良努行尔在。又於天下政置而独知倍伎物不有。必毋斯理幣能政有倍之。此者事立尔不有。天尔日月在如地尔山川在如並坐而可有止言事者汝等王臣等明見所知在。然此位乎遲定米豆良久波刀比止麻尔母己我夜氣授留人乎波一日二日止扱比十日廿日止試定止斯伊波婆許貴太斯伎意保伎天下乃事乎夜多夜須久

行無止所念坐而此乃六年乃内乎抚賜賜賜而今日今時眼當衆乎喚賜而細事乃状語賜布止詔勅聞宣。賀久詔者挂畏支於此宮坐氏現神大八洲国所知倭根子天皇我王祖母天皇乃始斯皇后乎朕賜日尔勅豆良久女止云波婆等美夜我加久云。③其父侍大臣乃皇我朝乎助奉輔奉氏頂伎恐美供奉夜半曉時止休息事無久淨伎明心乎持氏波波刀比供奉乎所見賜者其人乃宇武何志伎事歎事乎送不得忘。我兒我王過无罪無有者捨麻須奈忘麻須奈止負賜宣賜志大命依而加尔加久尔④年乃六年乎試賜使賜氏此皇后位乎授賜。然毛朕時乃未尔波不有。⑤難波高津宮御宇大鷦鷯天皇葛城曾豆比古女子伊波乃比売命皇后止御相坐而食国天下之政治賜行賜家利。今米豆良可尔新伎政者不有本由理行來迹事曾止詔勅聞宣。

その宣命文はかなり長く、立后の理由としては、①皇太子の母であつたこと、②「しりへの政」を司る皇后は必ず置くべきであること、③父である太政大臣藤原不比等が朝廷の大きな助けとなつてゐること、④六年間皇后として相応しいか試みてきたこと、⑤（臣下の娘を皇后にすることにについては）大鷦鷯天皇（仁徳天皇）が、葛城曾豆比古の娘である伊波乃比売命を皇后にしたという前例があることなどを挙げている。

このように、長文で説明的な宣命文がつづられているのは、令制では「妃二員／右四品以上」（後宮職員令妃条）と、天皇の配偶者の最上位である妃は品階を有する内親王であることが定められており、律令に明記されていないながらも、皇后も当然内

親王でなければならなかつたためである。

なお、皇后に関しては、『令集解』に「皇后。（謂。天子之嫡妻也。釋云。皇后。天子嫡也。昔今通稱。朱云。皇后者。不在天子之母。只稱皇后耳。先帝今帝之后並同也）」（公式令平出条）とあり、皇后は先帝、今帝を問わず天子の嫡妻であると規定されている。

また、宣命文中にある「しりへの政」は、皇后が女官や内親王を統治すること（注4）を指しており、後の立后宣命にも継承される重要な概念である。

光明子の次の立后は、宝龜元（七七〇）年十一月六日の光仁天皇の井上内親王立后であり、その宣命文は同じく『続日本紀』に収められている。

現神大八州所知倭根子天皇詔旨止宣詔旨乎親王王臣百官人等天下公民衆聞食宣。朕以劣弱身承鴻業、恐利畏進、不知尔退、不知尔所念波貴久慶、伎御命自独能味夜受給武止所念、奈毛法能麻尔麻尔追皇掛恐御春日宮皇子奉称天皇又兄弟姊妹諸王子等悉作親王、冠位上給治給。又以井上内親王定皇后止宣天皇御命衆聞食宣。

立后宣命そのものではなく、光仁天皇の即位にともない、その父である春日宮皇子（志貴皇子）に天皇号を追号し、兄弟姉妹を親王にするという内容の宣命の最後に立后について述べる

いう形になっており、皇后に選定した理由やその役割等については記されていない。

奈良時代に皇后となったのは、右にみた藤原光明子と井上内親王の他、桓武天皇皇后の藤原乙牟漏の例があるが、その宣命文は『続日本紀』に収められておらず、内容は不明である。

三、平安初期の立后宣命—立后宣命の定型化—

『日本後紀』弘仁六（八一五）年七月十三日条には、嵯峨天皇の皇后である橘嘉智子の立后宣命が収められている。

天皇大命良万止勅布大命乎親王等百官人等天下公民衆聞食止宣。食國天下政波獨知倍伎物尔波不有。必母斯理弊乃政有倍之。止自古行來魯事皇后定志闡中乃政波成物止奈毛常毛所聞看行須。故是以從三位橘夫人乎皇后止定賜布。故此状乎悟而供奉止勅布天皇御命乎衆聞食止宣。

「食國天下政波獨知倍伎物尔波不有。必母斯理弊乃政有倍之」と、光明子の立后宣命にも見られた「しりへの政」について述べ、「皇后定志闡中乃政波成物止奈毛常毛所聞看行須」と、皇后の役割に言及している。なお、「闡」は『観智院本類聚名義抄』に「シキミ（〇上〇）、トシキミ（上上濁上上）、トノシキミ（上上上上上）（法

下四十才）とあるように、門戸の内外を区切る横木（後のしきみ）のことであり、「闡中の政」は「しりへの政」と同様、後宮を統治することであると考えられる。

また、『朝野群載』卷十二「内記」には、村上天皇の皇后である藤原安子の立后宣命（天徳二年十月廿七日）が収められている。

現神止大八洲國所知須倭根子天皇大命良万止勅大命遠親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食止宣。比年國家毛弊衰多礼波公費在倍支政波行給波之止所念行止毛食國天下政波獨知倍支物仁波不有。必毛斯理弊乃政有倍之止自古行來留事皇后定天之闡中乃政波成物止奈毛常毛所聞行須。故是以女御從二位藤原安子朝臣乎皇后止定賜。但諸事波不據舊例之天從儉約天行給布。此状乎悟而供奉止勅布天皇御命乎衆聞食止宣。

「比年國家毛弊衰多礼波公費在倍支政波行給波之止所念行」「但諸事波不據舊例之天從儉約天行給布」という國家の弊衰に言及し、儉約に従うという文言がある点を除くと、主要な部分は先の橘嘉智子の立后宣命と一致しており、平安初期には立后宣命の定型化がなされたことが分かる。

四、平安中期の立后宣命—二后併立—

長保二（一〇〇〇）年二月廿五日、藤原道長の娘彰子が一条天皇の皇后に冊立された。その際、皇后藤原定子の中宮職を改め皇后宮職とし、新たに彰子に中宮職を附置したことにより、二人がそれぞれ皇后・中宮となり、現天皇の妻后が併立するという事態が生じた。

彰子の立后は、藤原道長が外戚としての地位を固めるため強行したものであり、その経緯や立后理由は藤原行成の日記『権記』に詳しく記されている（長保二年正月廿八日条など）が、宣命文そのものは残されていない。その文言の一部については、『権記』長保二年二月廿五日条に「先之右大臣被參、有召參畫御座、仰云、以皇后爲皇太后、以女御從三位藤原朝臣彰子爲皇后之由可仰、即到右杖仰右大臣」とあり、彰子に附されたのは中宮職であるが、その宣命文には「皇后」とあつたことが分かる。

一条天皇と同様に、次の三条天皇の場合も、藤原道長の娘妍子（中宮職）と、故大納言兼右近衛大将藤原濟時の娘城子（皇后宮職）の二人の皇后が立てられている。

藤原城子立后の内弁を勤めた藤原実資の日記『小右記』には城子立后の日の儀式の様子が詳しく記されており、それによると、立后宣命の内容について、道長の手によって変更が加えられていること分かる。

申終許内記歸來云、宣命草内覽左府、命云、宣命文不違例文、但有先立給后、中宮、國內斯理弊伎政文可被除歟、抑可計行

者、雖不得意令削其文、亦奉相府、亦命云、天下政と云文及其次文可停、亦食國止之天自古行來と可書、已下文如舊者、強御難也、可奇也

『小右記』長和元年四月廿七日条

これを参考に、藤原城子の立后宣命を推定すると次のようになる。

現神止大八洲國所知須倭根子天皇大命良万止勅布大命乎親王等臣等百官人等天下公民衆聞食止宣。食國止之天自古行來事皇后定旨志圖中乃政波成物止奈毛常毛所聞看行須。故是以女御從五位下藤原城子乎皇后止定賜布。故此状乎悟而供奉止勅布天皇御命乎衆聞食止宣。

三条天皇には藤原道長の娘である妍子が先に立后されていたため、『小右記』には、城子立后に際して道長による妨害が種々存したかのように記されている。その真偽のほどは詳らかにし得ないが（注5）、宣命文から「しりへの政」という文言が道長の手により除かれたということは注目に値する。先に立后された妍子の立后宣命は、立后当日の『御堂閑白記』長和元年二月十四日条に「參太内、酉許、戌時宣命常、但無御出」とあるように、おそらく定型の宣命文であり、「しりへの政」という文言が存していたと思われる。その「しりへの政」を担う者が実質的な皇后であるという認識が道長にはあつたため、城子の立后

宣命からは削除したのだと考えられる。

なお、皇后宮職を附された皇后と中宮職を附された皇后が併立するという例は、これ以前にも、藤原遵子（皇后宮職）と藤原定子（中宮職）の例が存する。しかし、遵子は先帝円融天皇の、定子は一条天皇の皇后であり、現天皇の妻後の併立例ではない。

一条朝以降、現天皇の妻後の併立例は八例を数え、それにより、中宮を皇后とは別個の身位を示すものとみなす意識が強くなったと言われている（注6）。

五、平安末期の立后宣命―現天皇の非嫡妻の立后―

寛治五（一〇九二）年正月廿二日、白河上皇の意向により、堀河天皇の姉である媼子内親王（白河天皇第一皇女）が、同母弟である堀河天皇の中宮として立后された。その宣命文が『後二条師通記』に収められている。

現神と大八洲國所知須倭根子天皇大命良万止勅布大命を親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食と宣。朕以幼齡天忝嗣實位計利。而太上天皇仰天宣者、無品内親王者同胞之親と之天心整操修天御坐するを此内親王を如所生尔相憑相頼与仰せ賜へるか上东觸事天心興尔依天如所生尔尊登計奉仕と所念行天奈牟。故是以無品内親王を皇后崇奉留。此事者只朕加恩慮尔始行布事尔教非尋經代乃賢

主母舊迹有と奈牟所聞悉行奉。故此状乎悟而供奉と勅布天皇大命を衆聞食と宣。

この媼子内親王の立后宣命には「同胞之親」「如所生尔相憑相頼与」「皇后崇奉留」という文言があり、親として頼り崇め奉ると記されている。これまでの立后宣命では「皇后止定賜布」と天皇の行為に「賜ふ」が付されていたのに対し、この宣命では「皇后崇奉留」と天皇の行為に「奉る」が付されていることから、通常の立后とは異なることは明らかである。

この「崇奉」という語の「五国史」宣命での使用例を見ると、正月七日の白馬節会の際の宣命に用いられている。

凡為人子者有悦事時尔波必先都於夜乎崇饒毛乃止奈毛聞行須。故

是以皇太后乎大皇太后尔皇太夫人乎皇太后尔上奉利崇奉留。

（『三代実録』貞観六年正月七日条）

凡為人子者有悦事時尔波必先都於夜乎崇饒毛乃止奈毛聞行須。故

是以皇太后乎大皇太后尔皇太夫人乎皇太后尔上奉利崇奉留。

（『三代実録』元慶六年正月七日条）

貞観六年の例では、清和天皇が祖母である藤原順子を太皇太后に、母である藤原明子を皇太后に、元慶六年の例では、陽成天皇が祖母である藤原明子を太皇太后に、母である藤原高子を皇太后に上げ奉り崇め奉るという文脈で「崇奉」が用いられて

いる。これらの例からも、媼子内親王の立后宣命は天皇の嫡妻としての皇后ではなく、母（准母）としての皇后を定めたものであることが分かる。

なお、この媼子内親王の立后宣命には「此事者只朕加愚慮尔始行布事尔非寿經代乃賢主母舊迹有と奈牟所聞悉行寿」と、旧例があったことが記されている。この旧例とは、寛平九（八九七）年に醍醐天皇の即位と同時に養母として皇太夫人に定められた藤原温子のこと（実母の藤原胤子は既に卒去）を指しており、『日本記略』（醍醐天皇）には、「天皇御南殿。以先皇皇太夫人班子女王爲皇太后。從三位藤原朝臣温子爲皇后（寛平九年七月廿六日条）、「皇太夫人藤原朝臣温子崩。年卅六。號七條皇后。天皇之繼母。又養母也」（延喜七年六月七日条）とある（注7）。

しかし、藤原温子は醍醐天皇の父である宇多天皇の女御であり、彼女が養母として皇太夫人に定められたことと、未婚の内親王で堀河天皇の姉である媼子内親王が准母として皇后に定められたことを、同様に考えることはできない。

このように、天皇と配偶関係にない内親王を内親王優遇のために皇后に立てることは、媼子内親王以降、媼子の妹令子内親王（白河天皇第三皇女）、亮子内親王（後白河天皇第一皇女）など、文保三（一二二九）年の媼子内親王の例まで、十一例を数える（注8）。これらの内親王を「皇后」と称した理由については、令子内親王を、その甥である鳥羽天皇の准母として冊立した際、「母儀ハ何后と可載宣命哉、令仰云、多是爲皇太夫人、然而依非實母、殊

有其恐、仍可爲皇后宮、其由可令載宣命」（殿曆）嘉承二年十二月一日条）という議論があり、天皇の実母でないために、皇太夫人を憚つて皇后としたとされている。

なお、令子内親王の場合は、『中右記』嘉承二（一一〇七）年十一月廿六日条に「清和母后、并陽成院母后、共御即位日立后之由、同被載宣命文之故、今度可依彼例敷」とあり、清和天皇の母后藤原原子和陽成天皇の母后藤原高子を、両天皇の即位の際に皇太夫人とし、即位宣命にその旨を記したことに言及しており、令子内親王は准母というより実母としての扱いであったことが分かる（注9）。

辞別宣命。凡人子乃蒙福麻久欲爲流事疲於夜乃多米尔止奈母聞行須。故是以朕親母藤原氏平皇太夫人尔上奉利治奉流。

〔三代実録〕天安二年十一月七日条・清和天皇即位宣命。辞別宣命。凡人子乃蒙福未久欲爲流事疲於夜乃多米尔止奈母聞行須。故是以朕親母藤原氏平皇太夫人尔上奉利治奉流。

〔三代実録〕元慶元年正月三日条・陽成天皇即位天皇。内親王を母として立后する場合には、先の媼子内親王のように准母とする場合と、令子内親王のように実母同様にみなす場合と二通りあったのである（注10）。

媼子内親王と同様に、准母として立后された場合の宣命例は、公卿日記にもう一例見られ、『玉葉』寿永元（一一八二）年八月十

四日条に、安徳天皇の亮子内親王立後の宣命文が収められている。

上巻四 宇治の川瀬)には、次のように記されている。

現神ト大八洲国所□倭根□命良乃止勅大命乎親王諸王諸臣
百官人等天下公民衆聞食上宣。無品内親王者禪定法皇乃息女尔
天於朕天為姑太利。朕加幼稚乃身尔惠賜天已如所生志。故是以尊

登希天皇后止上奉利崇奉留。此事ハ只朕加慮慮尔始行不事尔ハ非須
往代乃聖主毛旧跡有利。故此状乎悟而供奉止勅布天皇御命乎衆

聞食止宣。

この亮子内親王の立后は、「皇后宮、依天仁二条大宮例被行之」

『玉葉』寿永元年八月十四日条)と、令子内親王(二条大宮)の例に依ると記されているが、その宣命文は「無品内親王者禪定法皇乃息女尔天於朕天為姑太利」「已如所生志」「皇后止上奉利崇奉留」と、媯子内親王の立后宣命と共通する部分があり、媯子内親王と同様、安徳天皇の准母としての立后であることが、その宣命文からも明らかである。

平安時代末には、先に見た堀河天皇の媯子内親王の例のように、現天皇の准母として立后される以外にも、現天皇の非嫡妻の立后―太上天皇の妃の立后―という事態が生じる。鳥羽上皇の藤原(高陽院)泰子の入内・立后であり、それは泰子の父前関白忠実の懇願により実現したものである(注11)、『今鏡』(藤波の

白河院かくれさせ給ひてこそ、本意のごとく、殿の姫君たてまつり給ひて、女御の宣旨かぶり給ふ。皇后宮にたち給ひて後は、院号聞えさせ給ひて、高陽院と申しき。院の後参り給へるが、女御の宣旨は、これや初めて侍りけむ。

このような前代未聞の事態における宣命であるため、その文言の選定には多くの議論があった。

勅書上卿中宮權大夫宗能也、大内記令明朝臣、勅旨可用何例哉、太上天皇以夫人立后例未聞、者隨仰可令左右、上卿以内記令申關白、々々又被申太相國、各不案得、無詳仰、令明重申云、且前太相國任三代朝、奉公尤高、仍以娘子准后之由令載、何事候歟、太相國可然之由答給云々

〔長秋記〕長承三年三月二日条

勅書の上卿である藤原宗能が、大内記藤原令明を通して関白忠通やその父太政大臣忠実に、用いるべき勅旨の先例について指示を仰いだが明確な答えを得られなかったこと、令明が、泰子の父忠実は三代の帝に仕えその功績が高いことを載せることを提案し、忠実が了承していることが記されている(注12)。

『中右記』長承三年三月十九日条に、その宣命文が収められ

ている。

現神止大八洲國所知須倭根子天皇大命良萬上勅布親王等
王等臣等百官人等天下公民衆聞食上宣。從四位下藤原朝臣泰
子者前太政大臣乃長女上之天太上天皇ニ令侍シ免多利。心整操修
天御意爾毛重久恤給比天后位爾尊登シ天、此大臣乃忠節不撓之天三
代乃朝廷遠相舌奈比奉助留元功遠毛報酬之免給比、又皇后波太上
天皇乃母儀于之天於朕天可爲祖母之令條爾依皇乃祖母能在后位
遠太皇太后上稱世利。尊々布留議不誤之止所念行之天奈牟、故是以
皇后平太皇太后爾上奉利崇奉利、泰子朝臣平皇后ニ定賜布。故
此狀遠悟而供奉止勅布天皇命乎衆聞食上宣。

「前太政大臣乃長女上之天太上天皇ニ令侍シ免多利」「此大臣乃忠
節不撓之天三代乃朝廷遠相舌奈比奉助留元功遠毛報酬之免給比」など、
『長秋記』の議論の通り、藤原泰子が前太政大臣藤原忠実の長
女であり、父忠実の功に報いるために立后したことが記されて
いる。また、「心整操修」「后位爾尊登」など、堀河天皇の准
母として立后された媍子内親王の立后宣命を参考にした部分も
見られる。藤原泰子は鳥羽上皇の皇后であるが、皇后を立てる
宣命の主体は鳥羽上皇の皇子崇徳天皇であり、上皇の妃の立后
という特異な事態の宣命であるため、その文章にも苦勞の跡が
見える。

藤原泰子は立后当時三十九歳という高齢であり、鳥羽上皇が

ら寵愛されることもなく、単なる名譽的地位として立后された
ともいわれているが(注13)、久寿二(一一五五)年に死去するま
で、鳥羽院と父忠実・弟頼長を仲介し、彼らの提携に重要な役
割を果たした(注14)。

なお、太上天皇の妃の立后例としては、もう一例、同じく鳥
羽上皇の藤原(美福門院)得子の例が存する。『帝王編年記』(近衛
院)に「皇后藤得子同日立后帝即位日依母儀也」とあり、所生の近
衛天皇の即位と同時に皇后に冊立された。その宣命文が残され
ていないため詳細は不明であるが、天皇の生母でありながら、
皇太后ではなく皇后に定められたのは、先帝崇徳天皇の妻后聖
子(父は關白藤原忠通)との関係によると考えられている(注15)。

寛治七(一〇九三)年二月廿二日、篤子内親王が堀河天皇の中
宮として立后されるが、『後二条師通記』に収められたその宣命
文は、平安時代初期の宣命文の定型を踏襲したものである。篤
子内親王は後三条天皇の第四皇女であり、堀河天皇の叔母にあ
たり、寛治五(一〇九二)年の入内時点で、堀河天皇は十四歳、
篤子内親王は三十三歳と、かなり不自然な入内であった。しか
しながら、天皇の嫡妻としての立后には、定型の宣命が用いら
れたのである。

現神と大八洲國所知須倭根子天皇大命良万と勅布親王諸王諸臣
百官人等天下公民衆聞食上宣。比年國家衰弊衰多礼波公費在弊

幾政波行給波志と所念行とも食國天下政波獨知へき物仁波不有。必
養斯理弊乃政有へき自古行來留事皇后定天志圖中政波成物と那牟
常も所聞行須。故是以三品篤子内親王を皇后と定賜布。但諸事
波不據舊例志天從儉約天行給布。此状を悟而供奉と勅布天皇御
命を衆聞食と宣。

六、まとめ

奈良時代から平安時代末までの立后宣命の文章について、皇
后という地位の変遷を通して見てきた。その結果明らかになっ
たことをまとめると以下の通りである。

①奈良時代最初の皇后である藤原光明子は、内親王ではなかつ
たため、その宣命もかなり長文の説明的なものである。その
宣命文中に見られた「しりへの政」という概念は、後の宣命に
も引き継がれるものであり、皇后の職務として最も重要な部分
を指している。

②橘嘉智子の立后宣命の本文は、『朝野群載』所収の藤原安子の
立后宣命や、『後一条師通記』所収の篤子内親王の立后宣命と
ほぼ一致しており、立后宣命の定型文は平安時代初期に成立し、
平安時代を通して用いられた。

③平安末期、皇后の名目化が進み、天皇の母や上皇の妃など、
現天皇の非嫡妻をも含むという事態が生じたが、それらの場合

には立后宣命の定型文は用いられず、それぞれの事態に応じて
種々の文章がつづられた。

④内親王を天皇の母として立后する場合には、媼子内親王や亮
子内親王のように准母として立后する場合と、令子内親王のよ
うに実母とみなして立后する場合があり、両者は宣命文にも相
違が見られた。

【注】

1 特に即位宣命と立太子宣命については定型の宣命文を用いる傾向が強
く、弘化四（一八四七）年の孝明天皇即位宣命や、天保十一（一八四〇）
年の統仁親王（後の孝明天皇）の立太子宣命も多くの部分で奈良時代の
宣命文と一致している。

2 皇后と中宮の相違や、それぞれの変遷に関しては、橋本義彦「中宮の
意義と沿革」（『平安貴族社会の研究』昭和五十一、吉川弘文館）に詳し
い。

3 引用は、北川和秀編『続日本紀宣命 校本・総索引』（昭和五十七、吉
川弘文館）によるが、傍線と丸数字は私に加えた。

4 井山温子『しりへの政』その権能の所在と展開」（『古代史研究』十三
号、一九九五）、田村葉子『儀式』からみた立后儀式の構造」（『國學院
雑誌』九九巻六号、平成十年六月）

5 山中裕氏は「古記録を中心とした立后の儀について」（『講座平安文学
論究』十一、一九九六、笠間書院）において、媼子立后の当日は、中宮
妍子の内裏入と道長の二男教通の結婚が重なってしまったための混乱で

あり、道長に妨害の意図はなかったとしている。

6 注2橋本論文。

7 寛平九年七月廿六日条には「温子為皇后」とあるが、延喜七年六月七日条の「皇太夫人」が正しい。

8 この十一例すべてが准母としての立后か否かについては議論があり、注2橋本論文で詳しく論じられている。

9 『中右記』に「天皇御即位之日被立后例」として、清和天皇の母藤明子、陽成天皇の母藤高子、宇多院の母班子女王の例に引き続き、「今度合四ヶ度也」と記している。これらの三例は皇太夫人となった例であり立后例ではないが、これらの場合と令子内親王の立后を当時同様に見なしていたことが分かる。

10 令子内親王の立后にあたっては、『中右記』嘉承二年十一月廿六日条の割注に「密々件事院御氣色云、非帝母非帝妻之人、先年故郁芳門院□□后、世人不甘心之間、彼女院重惱之時、我悔此事謝申太神宮了、其後件女院遂□不吉、每思出此事、全不可口入之由被仰云々」と先の媼子内親王の立后に関して、それを推し進めた白河上皇自身が後悔していたことが記されている。記主の宗忠も「心中所思、先帝八歳即帝位、獨以行幸、其後及數年、強不可有母后要之處、以郁芳門院准母儀、有立后之事、故天道不受歟」と批判しているが、令子内親王の立后については、「今度今上五歳、獨不可御輿中、必可有同輿人、然者又必可有立后也」と、媼子内親王の場合とは異なる点として、母后の立后が必要だと記している。

11 白河上皇の熊野参詣中に、鳥羽天皇から忠実の娘勲子（のち立后に際して泰子と改名）の入内勧誘を受け、上皇に無断で交渉に応じたことに

より、忠実は内覧を停止され宇治に籠居することになった（保安元年）。このため、勲子は白河上皇の死去後に鳥羽上皇に入内することとなった（長承二年）。元木素雄『藤原忠実』(二〇〇〇)、吉川弘文館

12 泰子の入内・立后の経緯に関しては、加茂明日香「高陽院泰子―『院の女御』の立后―」(『国文鶴見』三九、平成十七年三月)に詳しい。

13 注2橋本論文。

14 注11元木著書。

15 美福門院得子の父は権中納言藤原長実であり、関白忠通を父にもつ聖子とは、門地にかんがりの差がある。そのため得子を后位に立てるに際し、聖子を越えて皇太后にすることは不適當と考えられたと、橋本氏は注2論文において述べている。

【引用文献一覧】

北川和秀編『統日本紀宣命 校本・総索引』昭和五十七、吉川弘文館、
『律令』(日本思想大系、岩波書店)、『日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』『令集解』『日本略略』『扶桑略記』『朝野群載』『帝王編年集』以上、新訂増補国史大系、吉川弘文館、『御堂関白記』『小右記』『後一條師通記』『殿暦』(以上、大日本古記録、岩波書店)、『権記』『中右記』『長秋記』(以上、増補史料大成、臨川書店)、『玉葉』(図書寮叢刊、明治書院)、竹鼻績『今鏡』(講談社学術文庫)。なお、引用にあたり、宣命体の双行部分を単行に改め、句読点を私に付した。

〔いけだ ゆきえ・長崎大学・一九九三年卒業〕